

施工条件の明示

本工事の施工条件は、次のとおりである。

- 1 特別な安全配慮事項（施工場所の危険性及び有害性等）
- 2 安全対策関係
- 3 工程関係
- 4 用地関係
- 5 周辺環境保全関係
- 6 仮施設関係
- 7 仮設工関係
- 8 建設発生土・廃棄物関係
- 9 工事支障物関係
- 10 地盤改良工関係
- 11 推進・シールド工関係
- 12 基礎工関係
- 13 植栽工関係
- 14 現場環境改善関係
- 15 履行報告関係
- 16 完成図・納品関係
- 17 その他

（注）次頁以降の■又は□ 本工事において条件明示している事項
なお、条件が異なる場合や現場の状況等により変更が必要となった場合は
別途協議する。

1 特別な安全配慮事項（施工場所の危険性及び有害性等）

(1) 特別な安全配慮事項（施工場所の危険性及び有害性等）は次のとおりとする。各項目に対する安全管理計画を施工計画書に記載するとともに、現場従事者への周知、安全教育等を徹底すること。

種類、内容など	位置、面積など	特記事項

- 別添の図面、資料参照。
- さらに詳細な図面、資料は契約後提供する。

2 安全対策関係

(1) 保安施設等について

ア 保安施設等については、以下の基準によること。

(ア) 道路工事現場における保安施設の設置基準・道路工事及び占用工事の実施要領(横浜市)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kanri_senyo/senyo/jourei.html

(イ) 標示施設等の設置基準(国土交通省関東地方整備局)

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000054.html

(ウ) 道路工事保安施設設置基準(国土交通省関東地方整備局)

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/shihon/road_shihon00000054.html

イ 国道占用工事については、「工事安全点検表(国道用)」(別表-2)に基づき、随時、安全パトロールを行うこと。

ウ その他

(2) 交通誘導員の配置等

ア 交通誘導員の配置については、設計図書のとおりとする。なお、現場の状況、関係機関等との協議により変更が必要となった場合は別途協議する。

イ 路線ごとの交通誘導員の配置は下記表のとおりとする。

工種	交通誘導員	施工時間	備考
	人/日	昼・夜	
	人/日	昼・夜	
	人/日	昼・夜	
	人/日	昼・夜	

ウ その他

(3) 本工事は、電話・ガス・電気・水道・鉄道・その他（ ）と近接する工事であるので、安全に十分留意すること。

(4) 本工事は、安全管理指定工事である。安全管理の仕様等は、「安全管理指定工事特記仕様書」による。なお、安全管理指定工事の指定要件は次のとおりである。

(5) 仮設構造物の段階点検の指定

請負人は、施工中間段階及び撤去中間段階において、工程の進捗に伴い 回以上の点検を行うこと。点検を行う時期は、施工中間段階及び撤去中間段階とする。

(6) 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき本工事の落札者を同条第1項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）について

本工事請負人を統括安全衛生管理義務者として指名します。

(7) 石綿（アスベスト）の含有に関する事前調査の実施

本工事において、既設管きょ及び既設人孔等、工作物の解体、改造、補修を実施する場合、請負人は「大気汚染防止法」に基づき、工事着手前に解体等工作物に対する石綿（アスベスト）含有についての事前調査を実施すること。

ア 事前調査の結果については、監督員へ書面にて報告するとともに、工事現場周辺に掲示すること。

イ 請負金額が税込み100万円以上の場合、当該工作物の解体等の前までに、本市みどり環境局大気・音環境課及び労働基準監督署に遅滞なく報告するものとする。なお、報告にあたっては、「石綿事前調査報告システム」によることを標準とする。

ウ 以下に該当する工作物の解体、改造、補修を実施する場合は、「工作物石綿事前調査者」等の有資格者による事前調査を実施すること。

＜各工作物における事前調査の資格区分＞

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物	(1)反応槽 (2)加熱炉 (3)ボイラー及び圧力容器 (4)配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。） (5)焼却設備 (7)貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。） (8)発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） (9)変電設備 (10)配電設備 (11)送電設備（ケーブルを含む。）	工作物石綿事前調査者
	(6)煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） (12)トンネルの天井板 (13)プラットホームの上家	次の資格のいずれか。 ・工作物石綿事前

	(14)遮音壁 (15)軽量盛土保護パネル (16)鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 (17)観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	調査者 ・一般建築物石綿含有建材調査者 ・特定建築物石綿含有建材調査者
特定工作物 以外の工作物	(1)～(17)以外の工作物で、塗料・モルタル(※1)・下地調整材等その他の石綿が使用されているおそれがある材料	・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

- ※1 下水道工事における管口の仕上げに使用されるモルタルは、砂及びセメントを標準としている。
- ※ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設及び道路法第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁(塗装部分を除く。)、トンネル(内装化粧板を除く。)、交通安全施設及び駐車場(①(イ)の工作物のうち建築物に設置されているもの、特定工作物告示に掲げる工作物を除く。)は事前調査の対象外。

- エ 事前調査結果については、その記録の写しを現場等に備え、3年間保存すること。
- オ 工作物に対する石綿含有の分析調査等が必要と判断される場合は、サンプルの採取方法等、別途発注者と協議すること。
- カ 分析調査を実施した場合は、以下の内容を報告書にまとめ、電子記録により発注者に報告すること。

- ①構造物の種類(例:人孔、管等) ②竣工年度 ③場所(例:上流側管口、反応タンク第〇池等) ④材料の種類 ⑤アスベスト含有判定の結果 ⑥判断の根拠 ⑦石綿の種類 ⑧レベル

- キ 事前調査や施工中において、解体等を行う工作物に、新たに下水道用強化プラスチック複合管(管径600mm及び700mm)が発見された場合は、ただちに工事を中止し監督員へ報告するとともに、その後の調査・分析及び措置について発注者と協議すること。その他、石綿の含有が疑われる工作物があった場合も同様とする。

- ク 調査結果の掲示の雛形や調査の流れ、「石綿事前調査システム」等のほか、諸手続きに関しては、本市ホームページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/download.html>

- (8) 本市が把握する石綿(アスベスト)の含有する資機材等の情報等

- ア 本工事において、解体、改造、補修を予定している工作物に対する石綿含有について、本市が把握している情報は無いが、上項2(7)に基づき適切に調査・対応すること。
- イ 本工事において、解体、改造、補修を予定している工作物に使用された塗料及びコンクリート補修材等については以下のとおり。

対象となる工作物	材料名称・種類	施工年度

(9) 石綿（アスベスト）の含有する工作物の解体、改造、補修について

□ア 本工事は、石綿（アスベスト）の含有が疑われる以下の工作物の解体、改造、補修を実施するため、請負人は、「大気汚染防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、「石綿障害予防規則」、その他関係法令等の定めに従い、事前調査や必要な手続きを行うとともに、関係法令等に則った適切な措置を講ずること。

また、請負人は、解体等の作業開始前に、当該工作物の解体等作業に係る作業計画書を作成し、監督員の承認を得ること。

その他必要な諸手続きや講じるべき措置等については、本市ホームページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/taikiosen/tokutei/housekimen.html>

イ 事前調査により、アスベストの含有が確認された工作物の解体、改造、補修を実施するときは、解体方法等について発注者と協議の上、(9)ア同様に関係法令等の定めに従い、資格者の配置等、適切な措置を講ずること。

また、請負人は、解体等の作業開始前に、当該工作物の解体等作業に係る作業計画書を作成し、監督員の承認を得ること。

その他必要な諸手続きや講じるべき措置等については、本市ホームページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/akushu/taikiosen/tokutei/housekimen.html>

□ 3 工程関係

□(1) 本工事は、設計書に記載のとおりとする。

□(2) 本工事は、施工期間を____日間(雨天・休日等を含む。以下「想定工期」という。)と想定している。事業費の繰越が認められた場合は、原則として想定工期に応じた設計変更(工期延伸)を行うが、事業費の繰越が認められない場合は、令和____年____月____日をもって工事施工を打ち切り、契約を終了する。

□(3) 本工事に近接又は競合して次の工事が施工されるので、相互の連絡・調整等を密にして施工すること。なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告すること。

場所	発注機関	他工事の名称	工事内容等	施工予定期間	備考

(4) 本工事は、施工時期、施工時間及び施工方法等に次の制限条件があるため、適切な処置を行うこと。

影響を受ける場所	制約条件の種類	制約条件の具体的内容
	<input type="checkbox"/> 施工期間 <input type="checkbox"/> 施工時間 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 関係機関との協議 <input type="checkbox"/> 工事説明会の実施 <input type="checkbox"/> その他()	

(5) 本工事は、施工時間帯による作業上の制約はないものとし、制限を受ける場合には別途協議する。

(6) その他

4 用地関係

(1) 本工事に関わる用地買収は、次のとおりである。

未買収位置、面積など	買収見込み時期

(2) 本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所は次のとおりである。

借地場所、面積など	借地目的	借地予定期間	使用条件及び復旧方法	特記事項

(3) 本工事は、残土等置き場として190m²を計上している。

(4) その他

5 周辺環境保全関係

(1) 本工事は、騒音、振動、粉塵、その他の防止のため、次により適切な処置を行うこと。

ア 発進立坑基地の騒音対策は、防音施設を設置すること。なお、測定方法及び報告については、監督員と協議すること。

イ 発進立坑基地の騒音対策は特に考慮していないが、現場周辺の状況等により対策が必要となった場合は別途協議する。

ウ 騒音・振動・粉じん・その他（ _____ ）対策として特に考慮はしていないが、対策が必要となった場合は、別途協議する。

エ その他

（2）家屋調査

ア 本工事の施工区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念されるため、設計書のとおり家屋調査を行い、その結果を監督員に報告すること。なお、調査数量等に増減があった場合は別途協議する。

※調査内容等については、「損害補償業務特記仕様書」による。

イ 家屋調査は予定していないが、現場の状況等により必要となった場合は別途協議する。

ウ その他

（3）排水処理

ア 本工事の施行で発生する濁水、湧水は、次に示す排水処理施設等によって処理し排水すること。

処理装置	排水基準	放流先	備考

イ 本工事で発生する排水は、通常の排水方法で可能と想定しているが、現場の状況等により排水対策が必要となった場合は別途協議する。

6 仮施設関係

（1）搬入路（一般道路）の使用、使用後の維持管理については、次のとおりである。

（2）道路を占有する期間及び範囲については、次のとおりである。

（3）仮道路に設置する安全施設の内容については、次のとおりである。

（4）仮道路の維持・補修の内容と工事終了後の処置については、次のとおりである。

(5)仮施設の詳細等については、設計図面等によるものとする。

(6)その他

□ 7 仮設工関係

□(1) 仮設の構造と施工方法については、次のとおりである。

□ア 本工事の山留(土留)工の構造等詳細は、設計図書によるものとする。

ただし、現場の状況により、これによりがたい場合は別途協議する。なお、施工上の欠陥による場合はこの限りではない。

□イ 仮栈橋工の構造は、設計図面のとおりとし、基礎杭の打抜き工法は次の表のとおりとする。

区間	打込工法	引抜工法	備考

なお、現地の状況により、工法を変更せざるを得ないときは別途協議する。

□ウ 本工事で施工する仮排水路の断面は、_____m²以上、勾配は_____とする。

□エ その他

□(2) 仮設の継続使用、または、他工事に転用、兼用する内容については次のとおりである。

□ア 本工事で設置した_____は次のとおりとする。

工事名_____

(令和____年____月発注予定)に使用する予定であるため、工事完了後も存置する。

なお、本工事完了後の損料、撤去費用については別途協議する。

□イ その他

- (3)本工事の枠組足場については、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)によるものとする。

「手すり先行工法に関するガイドライン」の内容については、厚生労働省のウェブサイト参照のこと。なお、請負人は工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。

※「手すり先行工法に関するガイドライン」の参照方法について

厚生労働省法令等データベースシステム

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>の「通知検索」以下にある「本文検索へ」を選択し、「手すり先行工法に関するガイドライン」と入力して検索実行をすると参照することができます。

- (4)その他

□ 8 建設発生土・廃棄物関係

- (1)請負人は本工事で使用する再生材及び建設副産物(建設発生土、がれき類、木くず及び建設汚泥、建設混合廃棄物)の処理については、建設副産物の管理責任者を定め、横浜市土木工事共通仕様書によるものとするほか、神奈川県土砂の適正処理に関する条例により適正に行うこと。

- (2)建設発生土の処分

本工事で規定する建設発生土は、再生資源利用促進法第10条に規定する判断の基準を定める省令第4条別表第1に基づき、第1種～第4種に分類される状態のもので、これを処分する場合は「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」(以下「処分要領」という)の規定に基づき、次の■印または□印の指定受入地への搬入するものとする。なお、「処分要領」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/gareki.html>

- ア [本市臨海部]横浜市港湾局大黒ふ頭中継所
□イ [本市臨海部]横浜市港湾局幸浦中継所
□ウ [広域利用]横浜市みどり環境局幸浦中継所
□エ [首都圏利用]株式会社建設資源広域利用センター指定受入地
□オ 確認処分(運搬距離 _____ km)

指定受入地の連絡先等は、「処分要領」の別表2に記載されており、搬入にあたっては中継所(受入地)の受入時間や休業日等を確認して施工すること。

確認処分は、次のいずれかに該当する場合に行うことができる。

・工事主管課・所長(総括監督員)が工事施工上やむを得ないと認め、みどり環境局公園緑地維持課長と事前に調整が図られているとき。

・指定処分地の受入容量が不足し、みどり環境局公園緑地維持課長と各局の建設発生土担当課長(以下、「各局担当課長」という。)が事前に調整が図られているとき。

工事主管課・所長(総括監督員)は、請負人から「建設副産物確認処分届」(「処分要領」

様式2)(以下、「確認処分届」という。)を提出させ、確認する。

(3)再生材使用の原則

ア 本工事で使用する再生材は、原則として本工事で発生して排出されるがれき類を再生資源化して製造される再生材とする。

イ 工事で発生して排出されるがれき類とは、原則として「処分要領」の別表3に記載する再資源化施設に搬入されるがれき類とする。

ウ 受入寸法、再生材の品目、受入時間、販売時間及び休業日等は、各施設に確認して施工すること。

(4)再生材の種類

ア 工事で使用できる再生材の種類は、原則として再生加熱アスファルト混合物及び再生路盤材とする。

イ 工事で使用する再生材の量は、原則として本工事で発生し、「処分要領」の別表3で規定する再資源化施設に搬入するがれき類の量と同程度とする。

ウ 本工事で発生するがれき類の量を超えて再生材を使用する場合、またはがれき類が発生しない工事であっても、本工事で再生材を使用する場合は、「処分要領」の別表3で規定する再資源化施設で製造する再生材を使用する。

(5)がれき類及び木くずの処分

ア 再利用可能ながれき類及び木くずの処分

本工事で発生して排出される再利用可能ながれき類については、「処分要領」の別表3で規定する再資源化施設へ搬入し、伐採樹木以外の木くずについては「処分要領」の別表5で規定する再資源化施設へ搬入し処分する。

ただし、再資源化施設への搬入にあたっては、その再資源化施設が再資源化にあたって除外する土砂・木片・ごみ等の廃棄物の混入が無いよう出来るだけ工事現場で分別して搬入するものとする。

イ 再利用不可能ながれき類(建設汚泥を含む)及び硬質塩化ビニル管の処分

再利用不可能ながれき類(建設汚泥を含む)及び硬質塩化ビニル管は、別表-1で規定する処分場に搬入し、処分すること。

ただし、処分にあたっては、各処分場が定める受入品目、受入時間や休業日、土砂検定の有無等の受入条件を確認して処分すること。

ウ 確認処分

工事主管課・所長(総括監督員)が工事施工上やむを得ないと認めた場合は、指定処分地先以外の産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める許可を受けた産業廃棄物処理施設)に確認処分することができる。なお、工事主管課・所長(総括監督員)は、請負人から確認処分届を提出させ、確認する。

(6)再生資源利用(促進)計画書(実施書)の作成

再生資源利用(促進)計画書(実施書)の作成は、再生資源の利用または建設副産物が発生する請負金額100万円以上(税込)の工事を対象とする。作成する場合は、「コブリス・プラス」を使用して当該工事に関する必要な情報を登録し、入力の確認として以下の書類を

作成し、提出すること。

ア 施工計画時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「登録済確認書」（計画書作成後に出力したもの）及び「建設発生土搬出先の盛土規制法許可等及び、土地の形質の変更時の土壌汚染対策に関する手続き状況について記載した票（以下、確認結果票※）」を監督員に報告・説明したうえで施工計画書に含めて提出すること。

また、上記2つの計画書及び確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲げる等により公衆の閲覧に供すること。

イ 工事完成時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「登録済確認書」（実施書作成後に出力したもの）を工事完成図書に含めて提出すること。

<問い合わせ先>一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）建設副産物情報センター
所在地：〒107-6114 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル14階

電話：03-6261-4324 E-mail：recycle@jacic.or.jp

H P：<http://www.jacic.or.jp/jacic-hp/index.html>

※確認結果票の記載例については、以下の市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/kensetsuhasseido.html>

(7)その他

建設副産物の処理に関する個別の事項は、別表-1及び「処分要領」の別表2、別表3、別表5によるものとするほか、条件等で不明な場合は必ず本市監督員の確認を受けること。なお、契約時の「処分要領」から追加された再資源化施設を利用する場合は別途協議すること。

(8)土質改良による再利用

本工事で使用する土質改良施設は「処分要領」の別表1によるものとする。受入時間や休業日等は、施設に確認して施工すること。

(9)仮置き

請負人は工事施工上、仮置を必要とする場合は、請負人の責において用地を確保し、周辺への安全対策の措置を講じなければならない。

(10)請負人は、工事終了後、直ちに、処分地管理者または受託者の発行する建設発生土等処分受入承認書及び処分費領収書等の写しを、また、監督員が必要と認めて指示した場合は処分状況等の写真を併せて、監督員に提出しなければならない。

(11)請負人は、土砂の一次搬出先から最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存しなければならない。また、土砂搬出後に上記確認書面の写しを監督員に提出すること。ただし、搬出先が以下の①～③の場合は除く。

①工事間流用

②国又は地方公共団体が管理する場所（大黒ふ頭中継所、幸浦中継所など）

③国土交通大臣登録のストックヤード（横浜改良土センターなどが該当）

なお、国土交通大臣登録のストックヤードについては、国土交通省関東地方整備局のホー

ムページより最新のリストを参照すること。

□ 9 工事支障物関係

□(1)本工事の施工に先立ち、設計図書のとおり試掘工を行うものとする。なお、場所等については監督員と協議すること。

□(2)本工事区間において、次の占用物件工事が施工される。

□(3)その他

□ 10 地盤改良工関係

□(1)本工事における地盤改良工及び薬液注入工は、次のとおりとする。

区間 (場所)	工法	材料	対象土質	対象土量	注入量	プラント 用地	備考
				m3	kl		
				m3	kl		
				m3	kl		
				m3	kl		
				m3	kl		
				m3	kl		
				m3	kl		

なお、現場の状況等により変更が必要となった場合は別途協議する。

□(2)上表の詳細は設計図面等を参照すること。

□(3)セメント系固化剤で改良する場合は、試験注入時に溶出試験用土塊(500g)を採取し、特に六価クロムが基準値を超えるときは、監督員と協議すること。

□(4)その他

□ 11 推進・シールド工法関係

□(1)本工事の推進・シールド工は、次のとおりとする。□詳細は設計図面等を参照すること。

区間	工法	主要な土質	裏込材料	備考

□(2)公益社団法人日本推進技術協会の「推進工事技士」の資格を有する技術者を施工現場に配置すること。

□(3)その他

□ 12 基礎工関係

□(1)本工事の管基礎材料は設計図書によるものとする。

□ 13 植栽工関係

□ 植栽工の樹木等については、植樹保険に加入すること。

植樹保険の対象は、設計図書に示す樹木のうち、目的物引渡し後の樹木、株物及び地被類とし、移植及び根廻し工事、種子吹付工等種子の使用による緑化工事の樹木等を除くこと。

「植樹保険付保証明証」を目的物引渡しの3週間前までに監督員に提出すること。

□ 14 現場環境改善関係

□(1)本工事は周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うため、次のとおり標準的な現場環境改善費を計上している。

内容については下表を参考とし、事前に監督員と協議すること。

計上費目	実施する内容
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス(交通誘導員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等

現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2. 盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む)、 5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、 6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、 9. 社会貢献

■(2)熱中症対策・防寒対策

現場環境の改善を図るため、熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行うこと。

ア 協議により認められた費用については、設計変更の対象とする。

イ 作業員個人に対する熱中症対策・防寒対策費用(塩飴、経口補水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット、カイロ、ヒーターベスト等)については、現場管理費及び「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行概要(土木工事)」による補正の加算額に計上される「作業員個人の費用」に該当するため、これらと重複がないように注意する。

(3) 標準的な現場環境改善の他、次の現場環境改善を行うものとする。

(4) その他

■ 15 履行報告関係

- 請負人は、工事の履行状況を「工事履行報告書」にて監督員に提出しなければならない。提出時期等については、監督員との協議の上、決定する。様式については、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/shiyosho/yousiki.html>

□ 16 完成図・納品関係

□(1) 管きょ工事

本工事の完成図は、施工マニュアル（開削編）及び下水道管きょ座標等測量作業（幹線測量）に基づいて作成すること。

□(2) 工事完成図書(電子納品)

「工事完成図書の電子納品に関する特記仕様書」による。

□(3) デジタル写真(電子納品)

ア 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品(デジタル写真)とは、工事写真を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「デジタル写真管理情報基準」(以下、「基準」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

イ 工事写真は、基準に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R等)で正副各1部提出する。基準で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、基準の解釈に疑義がある場合は監督員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]」及び「電子納品運用手順書(案)[工事編]」を参考にするものとする。

ウ 工事写真の提出の際には、横浜市電子納品チェッカーによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

横浜市電子納品チェッカーのダウンロード

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/checker.html

エ デジタル写真管理情報基準、電子納品等運用ガイドライン[土木工事編]及び電子納品運用手順書(案)[工事編]は、横浜市ウェブページを参照すること。

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html

□ 17 その他

- (1) 本工事は、履行保証措置を求めるため、応札にあたっては、補償費用を計上すること。なお、「履行保証」の場合、保証金額は請負金額の10%、履行ボンドの場合は、付保割合10%、履行保証保険は、定額てん補10%とします。

□(2) 工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドラインに関する事項

ア 工事の施工においては、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン（横浜市 平成17年6月）」の趣旨を踏まえ、歩行者通路対策等を講じること。

なお、「工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン」は、横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/hokosha/>
イ 請負人は、工事着手前等に仮設通路の設置方法等について、監督員と協議しなければならない。

□(3) 支給材料及び現場発生品

□本工事で既存施設の撤去により生じた現場発生品等は、次の場所まで運搬のうえ引き渡すものとする。

現場発生品目	数量	引き渡し場所	備考

なお、上記以外の材料が発生した場合は、監督員の指示によるものとする。

□本工事での支給材料は、次のとおりである。

品 目	数 量

□(4) 不同沈下及び地震対策として、開削工法で布設する鉄筋コンクリート管のマンホール接続部は、マンホール接続部使用表及びマンホールと本管接続部の耐震施工仕様書を適用すること。

□(5) 本工事は、遠隔臨場の試行対象工事（発注者指定型）とする。

試行にあたっては「横浜市建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき実施する。

下水道河川局の職員が監督する下水道（管きょ・人孔、水再生センター・ポンプ場等）工事については、「遠隔臨場に関する特記仕様書（発注者指定型）」に基づき実施する。

□(6) 本工事の取付管に関しては「不明取付管対応マニュアル」に従い施工すること。

なお、「不明取付管対応マニュアル」は、横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/gesui/gesuishiryo/kijunshokankei.html>

(7) 関係機関及び自治体等との協議条件

本工事における関係機関及び自治体等との協議条件は、次のとおりである。

(8) 開削工法で布設する硬質塩化ビニル管（本管）は、ゴム輪接合継手を使用すること。

再利用不可能ながれき類及び建設汚泥、硬質塩化ビニル管の受入場所

令和5年12月

再利用不可能ながれき類	
名称	所在地等
南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場	「処分要領」の別表4による
建設汚泥	
名称	所在地等
株式会社ヨコハマ全建	受入事務所所在地：金沢区鳥浜町10-2 電話番号：045-772-2666
栄伸産業株式会社	受入事務所所在地： 川崎市川崎区扇町5-10（分級） 川崎市川崎区扇町5-73（混練） 電話番号： 044-366-2444（分級） 044-333-1119（混練）
株式会社 横浜インダストリー	受入事務所所在地：戸塚区品濃町866 電話番号：045-828-0201
京浜環境リサイクル株式会社	受入事務所所在地：金沢区福浦1-14-1 電話番号：045-370-9003
硬質塩化ビニル管	
名称	所在地等
南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場	「処分要領」の別表4による
株式会社 タケエイ 川崎リサイクルセンター	所在地：川崎市川崎区浮島町10-11 電話番号：044-280-1531
木村管工株式会社 北町中間処理プラント	所在地：横浜市瀬谷区北町20-20 電話番号：045-922-2179
J & T環境株式会社 金沢リサイクル工場	所在地：横浜市金沢区福浦1-14-5 電話番号：045-785-0106
株式会社 エバーグリーンライン	所在地：川崎市川崎区扇町1-1 電話番号：044-366-8547
株式会社光州産業横浜工場 (光州エコファクトリーYOKOHAMA-BAY)	所在地：横浜市神奈川区恵比寿町5-12 電話番号：045-441-0511

工事安全点検表(国道用)請負人用

別表-2

工事名		点検日時	年 月 日			作業前	時	分	天候	
			作業後	時	分					
項 目		点 検 項 目				点 検 結 果				
(1) 標識類										
標示板(工事予告)		位置	読み	破損	転倒等					
警戒標識		位置	読み	破損	転倒等					
規制標識		位置	読み	破損	転倒等					
規制標識速度落とせ看板		位置	読み	破損	転倒等					
標示板(工事中看板)		位置	読み	破損	転倒等					
工事中(内部照明型)		位置	読み	破損	転倒等					
車線数減少		位置	読み	破損	転倒等					
歩行者案内		位置	読み	破損	転倒等					
段差予告		位置	読み	破損	転倒等					
段差標示		位置	読み	破損	転倒等					
工事情報看板		位置	読み	破損	転倒等					
工事説明看板		位置	読み	破損	転倒等					
工事予告看板		位置	読み	破損	転倒等					
迂回路標示板		位置	読み	破損	転倒等					
許可条件板		位置	読み	破損	転倒等					
トラック出入口標示		位置	読み	破損	転倒等					
立入禁止標示		位置	読み	破損	転倒等					
危険標示		位置	読み	破損	転倒等					
(2) 安全施設										
安全柵等		位置	破損	転倒	スズラン灯等					
保安灯		設置	位置	照度						
回転灯		設置	位置	照度						
工事現場の照明		設置	位置	照度						
(3) 交通対策										
歩行者通路		排水	歩車道の分離	幅員	段差	凹凸等				
車両通行		通行帯の確保		凹凸	誘導等					
仮復旧の状況		段差	飛散	表示等						
周囲路面の状況		路面沈下測定		周辺路面の異常がないか						
出入口確保		家屋の出入り口の確保		障害物		段差				
交通誘導員		位置	誘導方法	信号等						
覆工の状況		段差	隙間	がたつき	震動等					
(4) 工事施工										
山留工の施工		腹起し	切梁	背面の処理等						
排水の状況		方法		ホースの固定等						
機械の安全		鍵の管理	転倒	ブーム	車止の固定等					
電気の安全		鍵の管理	責任者名	ブレーカー	アース等					
開口部の状況		安全柵	安全ネット	対策方法が適切か						
危険ガス等の測定		測定頻度		記録簿						
現場付近の整理整頓		資材	固定	囲い等						
工事車両及び資材関係の片付け		歩車道への乗り入れ		車道上への仮置						
その他										
施工者 _____ 現場代理人 _____						総括監督員 _____		主任監督員 _____		担当監督員 _____